

飯南町監査告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果報告書を別紙のとおり公表します。

令和 3 年 11 月 29 日

飯南町監査委員 那 須 照 男

飯南町監査委員 安 部 丘

飯 監 第 1 1 号  
令和3年11月29日

飯 南 町 長 様  
飯南町議会議長 様

飯南町監査委員 那 須 照 男  
飯南町監査委員 安 部 丘

### 定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

# 定期監査報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

定期監査

### 2 監査の実施日時

令和3年9月27日～11月26日

11月4日 総務課、まちづくり推進課、産業振興課、住民課

11月10日 教育委員会、保健福祉課

### 3 監査の主眼及び実施方法

飯南町が発注した工事、委託関係の契約、執行に関する事務及びその他の事務が、関係法令、飯南町財務規則、その他諸規定に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、関係書類の検査と所管課職員から説明聴取を行った。

なお、今年度7月に発生した災害により、現在災害査定等で事務が集中している建設課は調査対象の抽出から除外している。

## 第2 監査対象の概要と監査結果

### 1 監査の範囲及び対象

令和2年度及び令和3年度（令和3年4月1日～9月30日）に発注された工事、委託関係の契約、執行状況を主体に監査を実施した。

対象事業	工事関係（請負金額500万円以上）
	令和2年度 8件（74件）
	令和3年度 3件（30件）
	委託関係（請負金額300万円以上）
	令和2年度 8件（44件）
	令和3年度 5件（41件）

## 2 監査の結果（総括）

提出された監査関係資料に基づき上記件数を抽出し、契約書及び設計書その他関係書類について監査したところ、契約事務を中心とした事務処理については概ね良好であったが、見積依頼、検査方法、書類整備等の一部において改善・検討を要する処理が見受けられた。

具体的な改善・検討を要する事項については、次のとおりである。

### 【委託関係の随意契約について】

今回提出された資料によると、委託関係における随意契約の割合が非常に多くなっている。

飯南町財務規則によると、業務委託を随意契約する場合の限度額は50万円となっているが、この金額を超えた随意契約が多く、その理由が明記されていないものも見受けられる。

飯南町随意契約に関するガイドラインに基づき適切な執行を求める。

### 【見積書について】

工事、業務委託設計において、単価等の見積書徴取相手先の選定、その数が担当者の判断にて行われている例がある。

飯南町財務規則第114条第2項によると2人以上の者から見積書を取らなければならないとあり、これを準用すべきである。

また、見積徴取先については選定理由を明確に記すべきである。

### 【検査について】

工事関係については、飯南町財務規則、飯南町工事検査規則により各種検査について規定されているが、詳細な検査項目等の合否判断基準はない。統一した判断ができるような基準を定めるべきである。

委託関係については、検査規程等がないため、検査基準、規定を同様に定めるべきである。

### 【書類の整備について】

契約から完成、支払までの一連の書類の整備が各課、各担当者によって異なっている。

飯南町役場事務取扱規程に基づき整理、保管、保存すること。